

○男鹿地区消防署の分署に関する処務規程

昭和49年1月1日
消本訓令 第5号

改正 昭和61年3月29日消本訓令第4号
昭和62年6月1日消本訓令第2号
平成9年3月31日消本訓令第1号
平成17年6月21日消本訓令第1号
令和4年4月1日消本訓令第4号
令和5年3月23日消本訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防本部等処務規程（昭和48年消本訓令第3号）によるほか、分署の事務処理のため必要な事を定めることを目的とする。

(専決)

第2条 分署長は別に定めるもののほか、次の事項について専決する。

- (1) 所定又は定例に関する事。
- (2) 分署員の配置及び事務分掌に関する事。
- (3) 分署員の招集に関する事。
- (4) 消防車並びに救急車の使用に関する事。
- (5) 分署員の分署管内出張命令に関する事。
- (6) 分署員の時間外勤務命令に関する事。
- (7) 分署員の安全運転管理及び機関員の教養に関する事。
- (8) 特別警戒に関する事。
- (9) 住民の諸届の軽易なことの処理に関する事。

(代決)

第3条 分署長が不在又は事故にあるときは、上席副分署長または副分署長がその職務を代決する。

2 代決した事項は、事後速やかに分署長に報告するものとする。

(事務分掌)

第4条 分署の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務訓練担当

- (1) 行事及び会議に関する事。
- (2) 福利厚生に関する事。
- (3) 勤務割に関する事。
- (4) 来客の応接に関する事。
- (5) 消防、救助に関する事。
- (6) 訓練に関する事。
- (7) 機関員の教養に関する事。
- (8) 消防教養訓練に関する事。

- (9) 非常警備に関する事。
- (10) 消防広報に関する事。
- (11) 安全運轉管理に関する事。
- (12) その他、他の担当に属しない事。

車両資機材整備担当

- (1) 物品の受発に関する事。
- (2) 機械器具の整備に関する事。
- (3) 機械関係燃料等に関する事。
- (4) 消防水利に関する事。
- (5) 消防車両等の更新に関する事。
- (6) 消防機械器具の改善、研究に関する事。
- (7) 庁舎等の付属施設設備の保守管理に関する事。

予防担当

- (1) 防火管理者に関する事。
- (2) 査察に関する事。
- (3) 防火対象物に関する事。
- (4) 催物開催等に関する事。

救急担当

- (1) 救急資器材の維持管理に関する事。
- (2) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (3) 救急活動記録に関する事。

(警備計画)

第5条 分署長は、次に掲げる種別に応じ警備計画をたてなければならない。

- (1) 火災警報発令時の警備計画
 - (2) 断水時の警備計画
 - (3) 特殊建物防ぎょ計画
 - (4) その他必要な警備計画
- 2 分署長は、前項の計画をたてたときは、これを消防署長に提出し、承認を得なければならない。

(補則)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年消本訓令第4号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年消本訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年消本訓令第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年消本訓令第1号）

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（令和4年消本訓令第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年消本訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。